

0年度帰国研修員巡回指導

ア ジ ア 犯 罪 防 止 班
巡回指導報告書

国際協力事業団研修事業部

100
43
TA

JICA LIBRARY



1046802[3]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 22	100
	43
登録No. 01276	TA

は　じ　め　に

この報告書は国際協力事業団が実施した犯罪防止コース犯罪防止（上級）及び刑事司法行政コースに参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として、帰国研修員の所属機関等を訪問し、現地での技術的諸問題に関する指導並びにニーズの調査等を行うため、昭和50年12月1日から12月21日の21日間、マレーシア、スリランカ、インドの3ヶ国に派遣した巡回指導犯罪防止班の業務報告である。

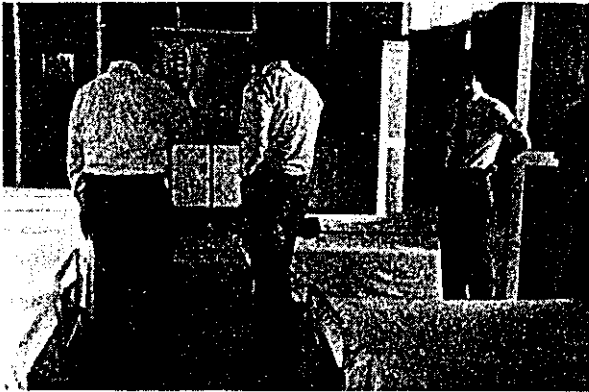
本報告書により、当該研修分野における各国の実状、帰国研修員の活動状況、彼らが抱えている諸問題及び研修に係る要望事項等について関係各位のさらに深い御理解をいただき、今後の研修コースの改善に資すれば幸いである。

なお、本体の実施のために御協力を賜った外務省、法務省、アジア極東犯罪防止研修所その他の関係機関各位に対し深い感謝の意を表したい。

昭和51年 4 月

研 修 事 業 部

Sungei Besi Approved
School (Malaysia)



Sungei Besi Approved
School (Malaysia)

Girls Certified
School (Sri Lanka)



同校生徒の民族ダンス

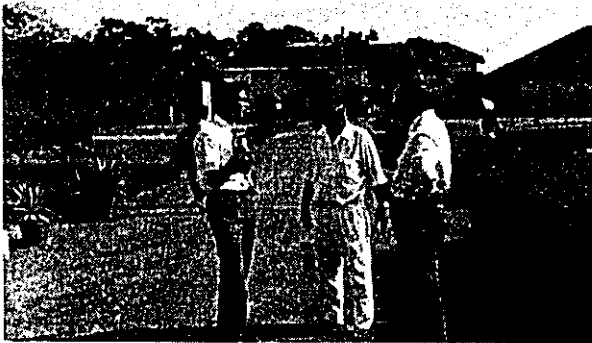


Moula Ali Open Air Prison
(Hyderabad, India)

Moula Ali Open Air
Prison
(Hyderabad, India)



Poor House for
Children and Beggars.
(Delhi, India)



Training School for
Youthful Offenders
(Sri Lanka)

Training School for
Youthful Offenders
(Sri Lanka)



目 次

I 総 論	1
I-1 派遣目的	1
I-2 派遣期間	2
I-3 巡回指導班メンバー	2
I-4 巡回指導日程表	3
I-5 調査方法	6
II 各国別調査内容	
II-1 マレーシア	8
II-2 スリランカ	14
II-3 インド	19
III 結 論	30
参考資料	
1 研修員に対する質問書	33
2 訪問機関名簿	35
3 帰国研修員名簿（機関別）	37
4 面接者名簿	44

I 総 論

アジア極東犯罪防止研修所は、昭和36年3月に国際連合と日本国政府との間に締結された協定に基づいて設立され、翌37年9月に第1回研修が開始された。その後、昭和45年9月に、運営の事実上の主体は日本側に移管され、「犯罪防止を通じてアジアの社会開発に寄与すること」をモットーとして充実されてきた。昨年12月までに41回の国際研修を実施し、研修参加者は34カ国から864名（外国人500名）に達した。

国際研修においては、研修員の“needs”を十分理解することが研修効果を高めるために不可欠であり、このため設立以来3回にわたり地域内外の各国政府高官による諮問委員会が開催され、2回にわたって“再研修”が行なわれた。

しかしながら、犯罪の防止や犯罪者の処遇に関する諸問題は、それぞれの国における社会的、経済的、歴史的、宗教的あるいは文化的諸条件と密接なかわりをもっており、研修担当者が現地におもむいて背景諸条件に対する理解を深めることが必要であることは、さきの諮問委員会や“再研修”でも指摘されていたところであった。

今回の巡回指導は、このような各国の要請に応える上でも、また研修担当者の知識と理解を増し、今後の研修におけるカリキュラムの作成及び研修内容の充実を図る上でも有意義であった。

I-1 派遣目的

JICAの巡回指導チーム派遣実施要領に基づき、次の諸点に重点をおくものとした。但し、派遣教官の専門を考慮し、刑事司法の諸分野のうち、犯罪者の処遇（矯正・保護）の分野を中心とした。

- イ) 研修員の所属する機関を訪問し、施設、収容状況、作業及び教育の実施状況、保護観察官の活動状況についての実態の把握。
- ロ) 研修員、上司及び関係職員から当面する諸問題とその解決に当たっての当研修所に期待する役割等について意見を聴取し、将来の研修計画作

成に役立つこと。

- ハ) 法制、処遇技術、処遇効果等に関する資料・情報の入手。
- ニ) 犯罪者処遇と一般の生活様式、宗教、社会、経済的諸条件との関係についての理解を深めること。

I-2 派遣期間

昭和50年12月1日～同年12月21日(21日間)

I-3 巡回指導班メンバー

アジア極東犯罪防止研修所

教官 大 住 猛 雄

同 山 崎 卓 司

国際協力事業団研修事業部研修第一課

福 地 厚 治

I-4 巡回指導日程表

月	日	曜日	訪問国	訪問機関	行動内容
12	1	月	マレーシア		東京発→クアラルンプール着 (空路)
	2	火	"	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本大使館 ◦ Ministry of Social Welfare 	<p>挨拶、大使館及びJICA 現地事務所係官と日程の打ち合わせ</p> <p>事務次官表敬 社会福祉局次長、研修生(3名)関係職員より、所管事項、研修生の活動状況、研修についての要望等につき意見を聴取</p>
	3	水	"	<ul style="list-style-type: none"> ◦ Sungei Besi Boys' School ◦ Sentosa Remand Home 	<p>地区担当社会福祉官、視察委員会会長、校長その他関係職員より、同校管理上の問題、収容状況等についての説明を受け施設参観</p> <p>次長、課長より施設の概況説明ののち所内参観</p>
	4	木	"	<ul style="list-style-type: none"> ◦ Penan Prison 	クアラルンプール発 →ペナン着 (空路) 矯正局次長、作業課長、所長及び元研修生より収容の概況等に説明を受け参観
	5	金	"	<ul style="list-style-type: none"> ◦ Prison Headquarters ◦ Central Training Prison ◦ Taipin Boys' School 	<p>ペナン発→タイピン着 (陸路)</p> <p>矯正局長、次長、研修生(8名)関係職員との討論会、研修の評価及び要望を中心として。</p> <p>所長(研修生)の案内で所内参観</p> <p>校長関係職員による施設概況説明ののち参観</p>
	6	土	"		タイピン →イポー (陸路) イポー →クアラルンプール (空路)

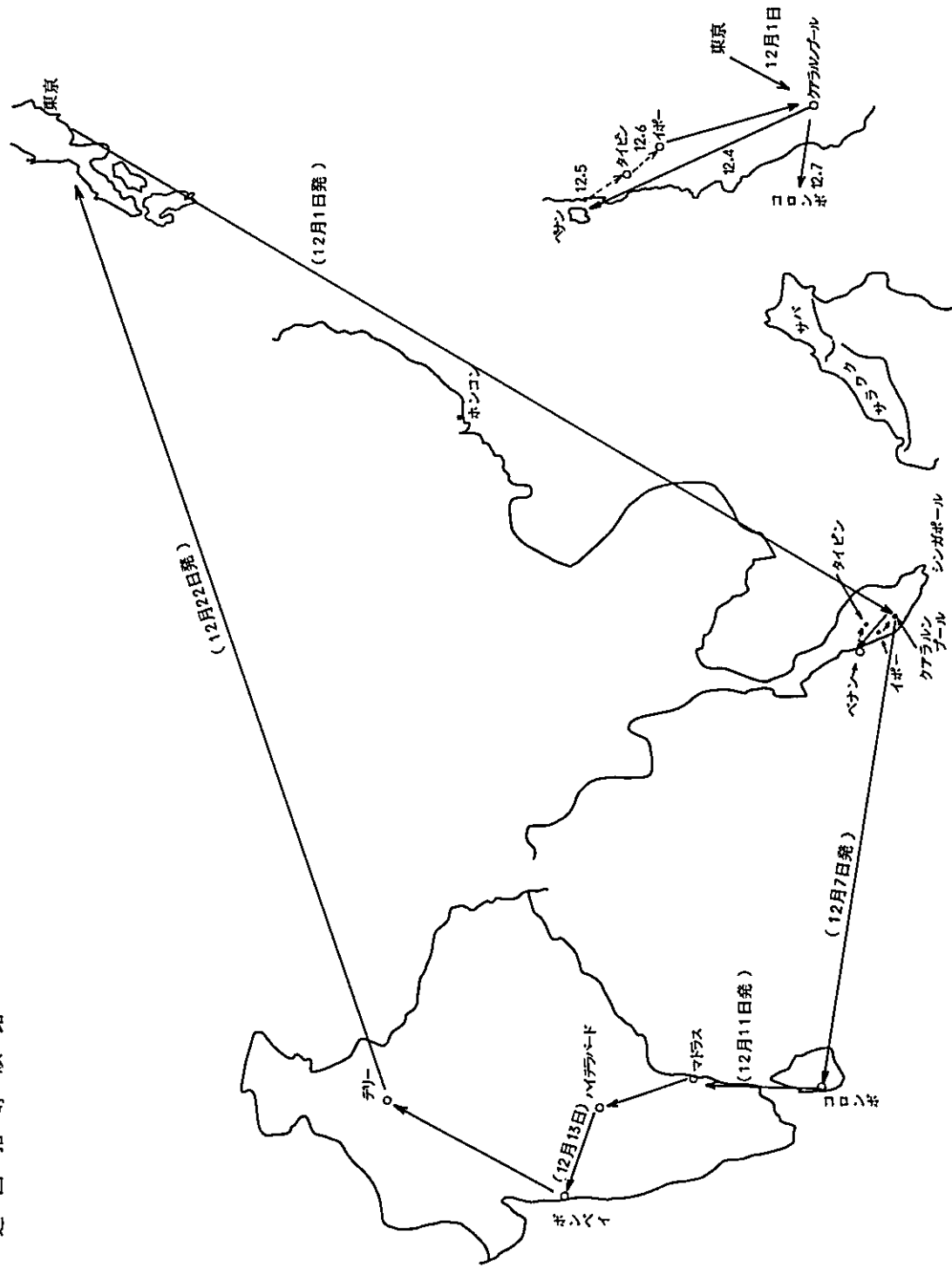
月	日	曜日	訪問国	訪問機関	行動内容
12	7	日	スリランカ		クアラルンプール→コロンボ (空路)
	8	月	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本大使館 ○ Colombo Juvenile Court ○ Ministry of Justice ○ Ministry of Social Services ○ Community Service Center & Work-Release Center ○ Prisons' Training Center 	挨拶、日程打合わせ 審判参観、研修生3名を含む判事。 保護観察官と座談会 事務次官表敬 事務次官表敬 研修生3名と面談 参観 研修生(7名)ほか矯正関係職員約20名とAlumni Association主催の討論会
	9	火	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Training School for Youthful Offenders ○ Bogambara Prison ○ Pallekelle Open Prison Camp 	施設見学 " "
	10	水	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Girls' Certified School ○ Boys' Certified School ○ Negombo Prison & Community Service Center 	" " (校長-研修員) " (所長-研修員)
	11	木	インド	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本総領事官 	コロンボ発→マドラス着(空路) 挨拶、日程打合わせ 研修生1名面談 マドラス発→ハイデラバード着 (空路)
	12	金	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Moulali Open Air Prison ○ Child Guidance Bureau ○ Office of Inspector General of Prisons 	施設見学(所長-研修生) " 矯正局長表敬 研修生(3名)面談

月	日	曜日	訪問国	訪問機関	行動内容
12	12	金	インド	<ul style="list-style-type: none"> ○ Office of Chief Secretary ○ National Police Academy 	総務長官、内務長官表敬 刑務作業に関する意見交換 見学(次長-研修生)
	13	土	"		ハイデラバード発→ボンベイ着 (空路)
	14	日	"		休日
	15	月	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本総領事館 ○ TATA Institute of Social Sciences ○ Maharashtra State Probation and After-Care Association ○ Children's Society 	挨拶、日程打合わせ 見学(刑事学部長→元客員教授) // //
	16	火	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ JICA デリー事務所 	ボンベイ発-デリー着(空路) 挨拶 日程打合わせ
	17	水	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Ministry of Social Welfare ○ National Institute of Social Defence 	局長表敬 社会防衛研究所長同席 所長、次長-研究生 インドの矯正行政に関する説明、研修に関する要望等の意見聴取
	18	木	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Poor House for Children & Beggars ○ Chief Probation Officer Headquarters ○ Tihar Jail 	見学(所長-研修生) 保護観察実施状況の説明 見学
	19	金	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Association for Social Health in India ○ Delhi Remand Home 	見学(会長-研修生) //
	20	土	"	<ul style="list-style-type: none"> ○ Ministry of Home Affairs ○ Discussion Meeting (Claridges Hotel) 	局長(研究生)表敬 要望等聴取 研修員(11名)より研修の評価 要望等聴取のため討論会
	21	日	"		塔乗予定機欠航
	22	月			デリー発 →東京着(空路)

I - 5 調査方法

見ることによって学ぶことが基礎となることはいうまでもないことであり、帰国研修員の所属する機関・施設をできるだけ多く訪問し、研修成果が犯罪者処遇の方針やプログラムにどのように反映されているか、あるいは反映させる上での障害が何かを知ることが必要であると考えられた。したがって、調査はまず資料又は現場を見学し、そして個人的又は集団場面での意見の交換によって実施した。なお、出発に先きだって三つの準備をした。1) 帰国研修員に質問紙(別添資料-1)を送付、2) 帰国研修員が研修所に提出したレポート類を整理、3) 研修員の所属する省庁、又は機関・施設に対する研修所長名による使宜供与方依頼書の送付である。

巡回指導順路



Ⅱ 各国別調査内容

各国別に、1) 帰国研修員の概況 2) 訪問した機関の概要及び当面する諸問題 3) 研修に関する評価と要望の順に述べると次のとおりである。

Ⅱ-1 マレーシア

Ⅱ-1-1 帰国研修員の概況

帰国研修員総数38名中死亡した者2名退職した者3名(うち1名は現在国会議員)であり、それらを除いて現在関係機関に所属している帰国研修員は33名(矯正関係者18名、保護・福祉関係者7名、警察関係者6名、その他2名)である。そのうち面接したのは11名であり、その内訳は次のとおりである(詳細は別添参照)。

- (1) タイピン中央刑務所所長
- (2) 同 次長
- (3) 同 部長
- (4) ペナン刑務所次長
- (5) バツ・ガジャー抱置所所長
- (6) アロー・スター管区刑務所次長
- (7) タイピン刑務職員研修所所長
- (8) タイピン抱置所所長
- (9) 福祉省部長
- (10) 同 次長
- (11) 同 部長 (順不同)

訪問した機関は、矯正関係では内務省矯正局、ペナン刑務所、タイピン中央刑務所、保護・福祉関係では福祉省、サンゲイ・ベシ認可学校、タイピン認可学校、セントサ・リマンド・ホームの計7か所である。

Ⅱ-1-2 機関の概要及び当面する諸問題

(1) 内務省矯正局

首都クアランプールより遠く離れたタイピンにあり、同タイピンには中央刑務所、拘置所、刑務職員研修所なども集っている。しかし、交通の便が悪いことや建物も老朽化していることから、現在、首都近郊に新しく開放刑務所を含む建物を建築中で、近いうちに同所に移転するという。マレーシアの矯正行政は、内務省の下に当矯正局が所管しているが、このほかボルネオ島にあるサバ州とサラワク州についてはそれぞれ独立した矯正局があるので、計3つの矯正局があることになる。当矯正局は8部によって構成され、全国にある刑務所(8)、少年刑務所(4)、及び刑務職員研修所(1)を所管している。

当矯正局においては、矯正局長の司会でアジアの研修に関する討論会を開いた。参加したのは帰国研修員8名のほか関係職員7名であった。

(2) ペナン刑務所

当刑務所は1849年に建設されたもので、マレーシアではいちばん古い管区刑務所である。収容定員350名ところ、現員は673名（マレー人188名、中国人345名、インド人136名、その他4名）であり、主に未決収容者の増加による過剰収容に悩んでいる。

当面している問題としては、このほか、マレーシアの北隣に位置するタイ国から流入してくる不法薬物に関連した薬物犯罪者の増加があげられるという。さらに、刑務所内の作業として藤椅子製造、洋裁など各種の職業訓練があるが、はたしてこれらの技術が釈放後労働市場の狭いマレーシアにおいて役に立つかどうかの問題がある。

(3) タイピン中央刑務所

当刑務所はマレーシアの中央刑務所であり、ペナン刑務所（管区刑務所）に次いで古い（1879年建設）。建物に限らず内部の作業設備なども古いものが多く、何度も修理を重ねて大事に使用しているという感じがする。

刑期が4年以上の初犯者が当刑務所に収容されており、収容現員は605名である。

刑務作業の中心は他の刑務所と同様に職業訓練であり、全部で16種に及ぶ作業場で洋裁、製靴、木工、印刷などが実施されている。製品は官用民間用いずれにも供給され、市販用には特別の売店まで設置されている。

当面する問題としては、刑務作業のための設備の老朽化と資材の不足があげられる。さらに、全国いずれの刑務所も同じであるが、マレー人、中国人、インド人という人種の違いに応じて作らなければならない食事の問題があり、その苦勞が窺えた。

(4) 福祉省

当省は少年に対する保護観察を含めた社会福祉行政全般を所管とする機関であり、地方機関として、認可学校(5)、リマンド・ホーム(9)、社会福祉事務所(4)、身体障害者ホーム(3)、婦人ホーム(2)、救貧ホーム(2)などを持っている。業務内容としては、保護観察、少年矯正、婦人児童福祉、身体障害者の復帰などが含まれている。当省においては、帰国研修員3名とその上司を含めた計5名と討論会を開いた。

(5) サンゲイ・ベシ認可学校

1947年の少年裁判法によれば、8歳以上18歳未満を少年と規定しているが、本校はそれら少年を裁判所の決定によって収容する少年矯正施設の一つである。社会福祉省は同種の施設を全国に5校持っており、定員は男子440名、女子80名である。収容期間は3年もしくは18歳に達するまでのいずれか長い期間であるが、実際には1年以上経過すれば視察委員会に早期釈放の権限が与えられているので、その決定により法定期間よりも早く釈放される場合が多く、平均収容期間は2年位だという。

日本で言うならば厚生省所管の教護院と法務省所管の少年院の中間に相当するものであるが、その処遇内容としては、現収容者約180名が10名

の寮父の下に各グループに分けられ、午前中は職業訓練、午後は教科教育が実施されている。敷地の周囲には金網状の簡単な塀があるが、収容者は逃走しようと思えば容易であり、年間4～5名の逃走者がいるという。回教、ヒンズー教、仏教の各宗教毎に特別の集会や催物があるというのは日本に比べて特徴的である。

(6) タイピン認可学校

サンゲイ・ベシ認可学校より4年前(1949年)に設立された同種の施設であり、主に12才から14才までの少年が収容されている。現在130名の収容者に対してスタッフは40名である。構内には事務所のほか雑居寮舎(1)、教室(5)、作業場(3)などがある。

当面している問題としては、少年たちの中には初等教育の中退者が多く読み書きのできない者が多いため、正規の職員4名では間に合わないことが第1点である。そのために外部からボランティアの教師を招いている。また、外部の通常の学校に通学している者が5名いる。第2点は、職業訓練の問題であり、資格をもつインストラクターが全くいないこと、さらに教材が乏しいことがあげられる。

(7) セントサ・リマンド・ホーム

全国に9つ(うち1つは女子、いずれも定員は25～30名)あるリマンド・ホームの1つで、社会福祉省の所管。日本における少年鑑別所に類似するものであるが、日本の場合のように鑑別機能を主体とするものではなく、観護あるいは留置機能が強いので少年拘置所と呼んだ方が適切であろう。

収容されている少年は(10才～18才)、少年裁判所におい審理中の少年(18名)のほか、保護観察の付加条件として当所に居住指定されている少年(11名)、認可学校へ移送予定の少年(14名)、認可学校を条件付釈放になった者で適当で住居のない少年(0)が収容されている。

当面している問題としては、時々出る逃走者の問題、人種問題、食事に対する不満などがあげられる。特別に設定されているカリキュラムはないが、木工のための作業場があり収容者は自由に使用してよいことになっているほか、宗教行事や説教のための特別の部屋があるのが特徴的である。また、建物は全くの開放施設であり、家族の面会も自由、成績によっては市内に出かけての買物や自宅への一時帰宅が許可されている。

Ⅱ－１－３ 研修に関する評価と要望

（評価）研修全般については、アジアにおいて各国の研修員と接触でき、それらの人たちから多くの関係知識を得られたことがいちばん大きな成果であり、そのことにより従来は自分だけの狭い視野からしかものを考えることができなかつたのが、帰国後は自分の国全体の視野からのみならず地域内諸国、さらに国際的な視野から考えることができるようになった、と大半の帰国研修員が研修成果を高く評価している。また、以上のように視野が広がったのみならず、新しい視点、例えば日本の保護司制度の利点、社会内処遇の重要性、犯罪は一種の病気でありそのためには病気を治療するような態度で処遇しなければならないこと、刑務所におけるスタッフと収容者との人間関係の重要性、などを身につけることができたと考えている。

（要望）研修期間については、研修員はすでに基本的な知識は有しているのだから、もっと研修内容を実践的な側面に絞って、例えば２か月ぐらいに短縮すべきだという意見もなかにはあったが、大半の帰国研修員が現行の３か月がいちばん適当だとみている。

カリキュラムに関しては、概してよく統一のとれた内容であると評価しているが、特に要望として次のような点があげられていた。

地域内諸国、そのなかでも特に帰国研修員の中から客員専門家の数をもっと増やすべきである。また、研修員の選定に関しては、保護・福祉関係者からは、せっかく候補者を推薦してもそれが通らない場合が多い、さら

に矯正関係者からは、理由はわからないが最近ではアジ研に参加した研修員が殆んどいなくなったのもっと受入れ定員を増やしてほしい、できれば矯正職員だけの特別研修をもうけて集中的な研修ができないか、などかなり強い要望がきかれた。

フィールド・ワークとしての施設訪問は、特に矯正関係者にとっては欠かせないものであるので、訪問先及び時間をもっと増やすと同時に、もう少しつつ込んだ見学ができるようにしてほしい、あるいは遠距離にある施設の場合は泊り込みが望ましい、という意見もあった。さらに、研修のテーマとしては、矯正収容者のリハビリテーションの問題、施設側スタッフと収容者の人間関係、スタッフに対する研修訓練方法などに重点を置いてほしいなど建設的な意見が提出された。

図書・情報活動に関しては、定期的に送られてくるアジ研叢書やニュース・レターは非常に重宝なので引き続き送ってほしい。このように有益な資料は帰国研修員だけにとどまらず関係機関にも送ってはどうか。さらに欲を言えば、内容的にみて理論的なものが多いが、もっと実践的な内容にする意味においても今後帰国研修員の論文も掲載するようにしてはどうかという意見がきかれた。図書や教材の中には、地域内諸国に関する資料がその他の資料に比べて少ないように思われるので、新しい資料を収集するとか、新しく調査研究を企画して資料を作成するなど、地域内諸国の状況を容易に比較検討できるような態勢を作してほしい、という要望もあった。

同窓会に関しては、当国には未だ設立されていないが、その必要性は十分認識されている。しかし、同窓生の所属している機関がまちまちであるうえに、距離的にもお互いに離れているのでその実現には至っておらず、アジ研側によるイニシアティブを強く望んでいる。

その他の要望として、アジ研なりJIOAなどが地域内諸国にある諸施設を撮影してフィルム映画とし、それを大使館などを通じて帰国研修員の所属している関係機関に貸与するようにしてはどうか、さらに特定テーマ

のもとに地域内諸国をブロック毎に分けてセミナーを開催し、その開催地国も応分の協力ができるようにしてはどうか、という提案もあった。

Ⅱ－２ スリランカ

Ⅱ－２－１ 帰国研修員の概況

帰国研修員総数 27 名中退職した者 5 名、関係外の分野に転勤した者 2 名であり、それらを除いて現在関係機関に所属している帰国研修員は 20 名である（矯正関係者 3 名、保護・福祉関係者 8 名、法務省関係者 3 名、裁判所関係者 3 名、その他 3 名）。そのうち面接したのは 10 名であり、その内訳は次のとおりである（詳細は別添参照）。

- (1) 矯正局長
- (2) ネゴンボ刑務所所長
- (3) マコラ認可学校校長
- (4) コロンボ少年裁判所付保護観察官
- (5) 社会福祉省保護観察児童保護局次長
- (6) 同 局長補
- (7) コロンボ少年裁判所付保護観察官
- (8) 最高裁判所判事
- (9) 治安判事
- (10) 警察庁次長 (順不同)

訪問した機関は、コロンボ少年裁判所、法務省、社会福祉省、ワツピティウエラ少年院、ボガンバラ刑務所、パレケレ開放刑務所、マコラ認可学校、ムツガラ女子認可学校、ネゴンボ刑務所の計 9 か所である。

Ⅱ－２－２ 機関の概算及び当面する諸問題

(1) コロンボ少年裁判所

裁判所内のダーマダサ治安判事の部屋で 4 件の審判風景を見学したあと、同じ部屋で同判事を中心にはか 10 名の保護観察官（うち帰国研修員 2 名）

と懇談した。

1974年に当裁判所で受理した児童少年事件総数1,994名の内訳は、犯罪を犯した者989名、ぐ犯少年(浮浪など)280名、Adoptionケース283名、Petitionケース422名、その他20名である。コロンボには保護観察官が16名配置されており、これらが成人及び少年の判決前調査や保護観察等を担当しているが、保護観察官1人当たり毎月保護観察事件約25件、判決前調査事件約50件を担当している。

当面している問題としては、先ず貧困家庭の少年が多いことであり、これに対しては生活保護の面から更生をはかるように努められているが、この貧乏を追放することが非行防止の基本問題であるという。さらに、少年非行防止には家族をはじめとする少年をとりまく周囲の人々の協力が必要であることは言うまでもないが、その協力が得られないこと、殊に子供に対して無理解な親が多すぎることが第2の問題として挙げられている。

(2) 法務省

当省はスリランカにおける矯正行政を統轄する機関であるが、ジャヤウイッカラマ法務次官に表敬した。

(3) 社会福祉省

当局はスリランカにおける保護・福祉行政を統轄する機関であるが、プリマワータ社会福祉次官及び保護観察児童保護局次長等に表敬した。

(4) ワツピティウエラ少年院(ポースタル)

1939年に建てられ、17才以上21才以下の青少年でポースタル判決を受けた者を収容する法務省矯正局所管の施設である(敷地150エーカー)、初代院長はアジ研第二代所長のピレー氏である。現収容者は450名で職員は125名。認可学校と違って日本で言えば少年刑務所に相当するものであり、ポースタル判決を受けた者(3年以下の収容)のほか、若年初犯受刑

者も収容されている。

全くの閉鎖施設であり、夜間は定員15名の各房に平均12名ぐらいが収容され、昼間は農耕、豚や家禽類の飼育作業に従事している。当面する問題としては、やはり逃走者が多いことであり、これに対しては地域社会のために労務提供をするなどして住民感情の融和に努めているということである。

(5) ボガンバラ刑務所

全国に15ある刑務所の一つで、キャンデイ市内にあり、コロombo市から約70km離れている。原則として再犯受刑者を収容しているが、窃盗犯が60%以上、死刑囚が41名、さらに100名の政治犯もいる。

当面する問題としては、定員600名に対して1,151名の収容者という過剰拘禁が第1の問題であり、さらに木工、洋裁、籐細工など一応の作業設備が整っているが、その内容が十分とは言えず毎日を無為に過ごすなければならぬ収容者が多いことがあげられよう。

(6) パレケレ開放刑務所

全国に3つある開放刑務所の一つで、ボガンバラ刑務所と同じくキャンデイ市にあり、コロomboからは78km離れている。敷地は頂上から一望できる丘陵の斜面にあり、境界地はバス道路にも面して市内にも近いが、1951年の開設以来6名しか逃走者がいないという。

収容者は長期受刑者のうち通常の刑務所で2年以上服役し成績良好の者が拘置されているが、90%が殺人犯である。現在の収容者数は250名で、スタッフは80名。所長宿舎は所内にあるが、その他の職員は所内に宿舎を持つか、あるいは近所の自宅から通勤している。所内全体が農耕地になっているので、作業としては農耕が主であるほか、豚や家禽類の飼育などがある。

(7) マコラ認可学校

10エーカーの敷地に104名が収容され、機械、溶接、木工、農耕など計7種類の職業訓練が行われている。入所後ただちにこれら全部の職業訓練種目を3-4日間ずつ受けさせ、そのあと各収容者の特性に合致した種目が決定されている。平均収容期間3年間のうち2年間はこれらの技術の習得に、残る1年間はこれを生かした生産のためにあてられている。

当校は上記のほか、分類センターとしての役割も果たしている点で他の認可学校と違う。同センターは1967年に開始されたもので、裁判所の送致決定後全ての少年が当センターに2か月収容され、その間に分類されて全国の認可学校に配分されている。

(8) ネゴンボ刑務所

定員333名のところ現収容者数は765名(うち未決拘禁者322名、職員は202名)で、2倍以上の過剰拘禁である。しかし、最近の5年間は増減に大きな変動はないという。初・再犯や刑期の区別なく全ゆる受刑者が収容されている。未決拘禁者のうち7名が女性であり、専用の別棟に入っている。罪種のうちいちばん多いのが侵入盗を含む窃盗(363名)であるほか、殺人犯も34名いる。

併設施設として、コミュニティ・センター(現員22名)とワーク・キャンプ(現員177名)があり、同所には罰金や刑期1年未満の者から選定された者だけが移送されている。

構内で目立つのが、宗教の儀式や集会のための特別の部屋であり、ヒンズー、仏教、回教のためにそれぞれの棟や部屋が用意され、定期的に集会等が開かれている。当面している問題としては、1) 2倍を越す過剰拘禁 2) 収容者の着衣やその他の物資が不足していること、などがある。

(9) ラムツガラ女子認可学校

全国で6か所ある認可学校のうち唯一の女子認可学校で、1962年に設

立された。12才から16才までの66名が収容されている（職員20名）。敷地10エーカー。収容期間は16才まで、もしくは3年間のいずれか長い期間であるが、実際の平均収容期間は約2年である。66名中純粹の窃盗犯は2名だけで、あとは崩壊家庭を原因とする浮浪などぐ犯傾向の強い者である。構内には7棟の建物があり、うち収容者用が4棟。

カリキュラムの基本としては、1) 基礎学科コース 2) 機織コース 3) 農耕コースがあり、午前中が2)か3)のいずれか、午後が1)を実施している。処遇の基本方針は、釈放された後少年たちが自分独りで生計がたてられるような技術を身につけさせること（Self - Employment）にあるという。

II - 2 - 3 研修に関する評価と要望

（評価）研修全般については前記のマレーシアの場合とだいたい同じであるが、特に犯罪者処遇に関する新しい考え方、すなわち人道主義的な思潮を吸収することができたとか、警察、司法、刑務所、社会などの関係分野が協力・連携することの必要性を学ぶことができた、という指摘があった。なかにはアジ研の研修の際に作った自分のノートを使って、国内における研修の際に講義をしており、それが貴重な資料になっていると述べている者もいた。

以上、マレーシア、スリランカにおいてはその表現に抽象的な点がなくもないが、概してアジ研における研修成果は高く評価しており、否定的な評価をする者は1人もいなかった。

（要望）研修期間に関しては、種々の意見が出され、現行の3か月研修については2か月あるいは6か月にした方がよいものとするもの、高官研修については3か月ぐらいに延ばした方がよいとするものなど意見が分かれたが、やはりいちばん多いのが現行の3か月と1か月を続行するという意見であった。

カリキュラムに関しては、先ず客員専門家としては、マレーシアの場合

と同様になるべく地域内諸国から招いてほしいという希望があった。研修内容としては、現状のままでよいができればもっと実践的、技術的、心理学的、あるいは精神医学的な側面に焦点を置いた内容にすること、関係機関訪問の回数を増やすこと、さらに各国が当面している問題を取りあげてそれを内容とした研修をすることなどの要望が出された。

図書・情報活動に関しては、マレーシアほどには要望がなかったが、ただ一つだけ、帰国研修員が投稿できるような雑誌を発行してほしいという要望があった。

同窓会に関しては、当国には最高裁判事を会長にしてすでに同窓会が設立されているが、この活動をより発展させるためには、アジア研スタッフをスリランカに派遣して少なくとも1年に1度は同窓会主催のセミナーを開催すること、ただし大きなセミナーの開催については財政的な問題もあるので、今後は補助金制度なども考慮すべきであるという意見が会長から述べられた。

その他の要望としては、警察庁次長から、地域内諸国のいずれかの国に警察に関する研修や研究のための組織（機関）を作り、地域内諸国からスタッフ、研究員及び研修員を集めてはどうか、という意見が出され、また矯正局長からは、当面では最近矯正職員研修所が設立されたばかりだがそのような研修所に勤務する教官を対象とした研修を実施してはどうかという要望が出された。さらに、社会福祉局長からは当国から参加する研修員の定員をもっと増やしてほしいという意見があったが、他の帰国研修員からは上のような意見はきかれなかった。これは恐らく当国の場合は人口の多い他の国に比べて研修員の参加率が高いためであろう。

Ⅱ－３ インド

Ⅱ－３－１ 帰国研修員の概況

帰国研修総数23名中死亡した者1名、退職した者3名であり、それらを除いて現在関係機関に所属している帰国研修員は20名である（警察関

係者 9 名、矯正関係者 4 名、保護・福祉関係者 2 名、その他 5 名)。そのうち面接したものは 15 名であり、その内訳は次のとおりである(詳細は別添参照)。

- (1) アンドラ・プラデシ州矯正局次長
- (2) 同州セカンデラバード刑務所長
- (3) ビハール州行刑局保護観察部長
- (4) アンドラ・プラデシ州矯正局保護観察部長
- (5) 法務省情報局部長
- (6) 同省警察研修委員会委員長補佐
- (7) 同省局長
- (8) タミルナス州警察署長
- (9) 国立警察大学校長
- (10) 内務省犯罪法医学研究所長
- (11) 国立社会防衛研究所長
- (12) インド社会保健協会事務局長
- (13) デリー政府児童ホーム所長
- (14) 国立社会防衛研究所所長補佐
- (15) デリー地方裁判所判事 (順不同)

訪問した機関は、アンドラ・プラデシ州モウラ・アリ開放刑務所、同州ハイデラバード児童補導センター、同州矯正局、国立警察大学、タタ社会科学研究所、マハラシュトラ州保護観察・アフターケア協会、同州児童協会、社会福祉省、国立社会防衛研究所、デリー政府児童ホーム、同保護観察所、同テイハル刑務所、インド社会保健協会、デリー政府デリー・リマンド・ホーム、内務省の計 15 か所である。

II - 3 - 2 機関の概要及び当面する諸問題

(1) モウラ・アリ開放刑務所

農耕を中心とした開放刑務所であり、約 240 エーカーの敷地内に収容さ

れている受刑者は約100名である。インドには全部で18の同種の開放刑務所があるが、そのなかでいちばん古いものである(1954年に開設)。敷地のうち96エーカーが開墾されており、4基のポンプで汲み上げられた地下水を利用して水路が作られ、米などの農作物が栽培されている。敷地の中にある事務所、看守棟、雑居棟、倉庫など全ての建物は収容者自らが数年がかりで建設したものである。

収容者は通常の刑務所で一定期間服役した長期受刑者のうちから選定された成績優秀な受刑者であり、特に初犯の殺人犯が多い。刑務所の境界地には簡単な鉄条網がめぐらされているが、収容者が逃走しようと思えば簡単であり、ときどきそのようなケースがあるらしい。しかしその数は少なく、当局者はそのことをさほど重要視していない。当面している問題としては、農業技術者など専門職員の不足、農作業のための資材の不足などがあるという。

(2) ハイデラバード児童補導センター

行刑局が非行防止対策の一環として設立した施設であり、同種センターのうちではインドではいちばん古く、模範的なものとされている(1964年設立)。児童少年たちを認可学校のような施設に送致するよりも、社会の中で補導することを目的とするもので、当センターの建物の中には洋裁、木工、籐細工の各職業訓練設備が設置されている。職員が街頭に出かけていき、物乞いや浮浪を見つけてきて、必要と認められる者に対してはセンターに毎日通よわせてこれらの職業訓練を行うと同時に、家庭訪問をして家庭環境の調整も行っている。

対象少年の数はそれ程多いとは思えないが、その割には訪問回数など職員が出かけて行く回数が多く、かなり密度の高い処遇が実施されているようである。この種の処遇は認可学校のような施設処遇に比べて経済的であるばかりでなく、その効果も十分に認められており、当州だけに限らず広く全国的にも力が入られている新しい処遇形態である。

(3) アンドラ・プラデシ州行刑局

当局は州政府内務省の下にあるもので、同局の下に行刑部とプロベーション部の2局に分かれ、前者は中央刑務所(4)、地方刑務所(7)、開放刑務所(2)、ボースタル(2)などの施設を、さらに後者は認可学校(4)、リマンド・ホーム(5)、少年補導センター(2)、更生保護会(1)のほか、州内に配置されている合計49名の保護観察官をその管轄下に有している。

当面している問題としては、職員、設備、及び資材などの不足があり、特に運搬用の車両に事欠いているという。また、未決拘禁者や短期受刑者による過剰拘禁も慢性的な問題となっている。

(4) 国立警察大学校

ハイデラバード市から約8km離れた丘陵にあり、202エーカーという広大な敷地の中に本館、教室、図書館、寄宿舍(約200名収容)、講堂(583名収容)、体育館、運動場、プール、専用の駅、小学校、病院(30ベッド)などを持つ一大キャンパスである。

インドにおける幹部警察官の研修訓練は、独立前は各州毎に実施されていたが、1948年以降全国統一的に実施されるようになり、ラジャスタン州に旧警察大学校が開設された。その後1975年9月に現在の新しいキャンパスが建設され現在に至った。現在、校長ほか約300名の職員がいる。

研修としては、幹部候補生コース、幹部コース(期間は14週間)、上級コースの3コースがあるが、訪問したときは幹部候補生コースの実施中であり、ネパールなどの隣国からの参加者も含めた89名が入校中であった。同コースは資格訓練もかなり難しいうえに、入校後も試験や論文提出など相当に程度が高く、卒業すれば将来の幹部を約束されている。すばらしいキャンパス、それに優秀な学生とインドがいかに警察幹部の養成に力を入れているかを窺い知ることができる施設である。

(5) タタ社会科学研究所

当研究所はタタ財閥組織の研究所であり、大学院程度の研究や研修を行っているが、同所犯罪学及び矯正行政部長がアジ研の元客員専門家であるために特に訪問したものである。犯罪学等に限らず経済学や社会学等も含めたいわゆる社会科学に関する充実した設備と研究態勢を有しており、日本からもアジア経済研究所の職員が1名留学中であった。また、矯正や保護・福祉関係者もインド各地からときどき研修生として参加しているという。

(6) マハラシュトラ州保護観察・アフターケア協会

当協会は1931年に孤児救済や非行防止のために設立され、当初は民間組織として出発したが、その後ボンベイ犯罪者プロベーション法（1938年）、中央犯罪者プロベーション（1958年）、ボンベイ貧民防止法（1959年）などの法律が制定されてからは州政府が事業に必要な経費の大半を支出するようになり、名称や組織形態は未だ昔のままだが実際には10名公務員であるプロベーション・オフィサーがその任にあっている。ただし、このような形態はマハラシュトラ州でも民間組織の伝統を持つボンベイ市だけであり、その他の地域は州政府内務省矯正部所管の下に各保護観察所が設置されている。

業務内容としては、中央プロベーション法による判決前調査（最近1年間に1,326件）や保護観察（訪問した時点で90件）を行うほか、ホステル(2)や少年補導センター(1)の運営・監督をしている。

当面している問題は、いくつもの関係法律や組織がバラバラに残存し統一されていないことであり、これらの統一のために努力がなされてはいるものの、例えば保護観察やアフターケアによる保護を受けているものはその必要性のある者のごく一部に限られているようである。

(7) ボンベイ児童協会

1972年に設立された伝統ある組織であり、現在、会長を州政府首相、

副会長を社会福祉大臣として、リマンド・ホーム(2)、認可学校(2)、精薄児特殊学校(1)、補導センター(2)を運営している。われわれが訪問したのは協会事務局に付設されているデヴット・サッソン技術学校(認可学校の一種 1854年に設立)である。

12エーカーの敷地に協会事務局のほか、教室、寮舎、集会場、作業場などがあり、裁判所で送致決定のあった主に18才から20才までの少年たちが収容され、溶接、大工などの職業訓練のほか教科指導も受けている。一世紀以上も昔の英国植民地時代に建てられた3階建の石造りの建物(事務局、寮舎、教室が同居)は地震がない限り壊われそうにもないが、室内は薄暗く陰気な感じがする。

(8) 社会福祉省

ラマチャンドラン局長に表敬訪問した。当省はインドにおける社会福祉全般、例えば児童福祉、婦人福祉、身体障害者福祉、社会防衛、及び保護観察などを管轄する役所であり、外郭機関として社会福祉中央委員会、国立児童発達研究所、国立社会防衛研究所などを有している。しかし、連邦制の強いインドでは、例えば保護観察の場合でも各州の政策を左右する権限は無く、連携調整や助言の役割を果たしたり、また対外的にインド連邦を代表する機関にすぎない。

(9) 国立社会防衛研究所

職員は全部で36名であり、所長と所長補の2名が帰国研修員である。その業務内容として、犯罪や非行の防止、それらに陥った者に対する矯正、更生及び福祉などに関して全面的な視野から調査研究し、各州に対して助言するほか、関係分野に従事している職員の研修を実施する機関である。定期刊行物などを各種の資料を発行したり、各種の研修を実施して意欲的な活動を続けており、特に全国的な統計資料の乏しいインドにおいては当所の発行する資料は貴重な資料となっている。それでもなおかつ当所にお

いてできえ正確な統計資料が収集できないことが当面している問題のよう
に見受けられた。

(10) デリー政府児童ホーム

デリー政府社会福祉部に属する認可学校の一つであり、所長は帰国研修
員である。1959年に設立された比較的新しい施設であり、同じ構内には
救貧ホームも同居している。インドでは乞食浮浪も犯罪であるが、当地で
はこの種の犯罪者はボンベイ救貧法(1959年)によって、その更生を目的
とした特別の施設に収容されることになっており、それが上記の救貧ホー
ムである。児童ホームの方には、裁判所の決定により送致された児童が、
16才に達するまで若しくは3年間のいずれかの長い期間収容されている。

(11) デリー政府保護観察所

当所も児童ホーム同様に社会福祉部の管轄下であり、現在計23名の保
護観察が裁判所(2)、リマンド・ホーム、救貧ホーム、及び当保護観察所に
配置されている。基本法となっているのが中央犯罪者プロベーション法
(1958年)、中央児童法(1960年)、ボンベイ救貧法(1959年)、受刑
者善時仮釈放法(1926年、該当件数は殆ど無し)の4つであり、これらに
基づいて最近1年間の統計によれば判決前調査約4,500件、保護観察約80
件が実施されている。

保護観察所はこのほかホステルを運営する業務も担当しているが、1960
年に設立されたホステルが2つあったところ対象少年の減少のためにその
うちのひとつが1964年に閉鎖されたので、現在は男子用がひとつしかな
い。

当面している問題としては、保護観察や判決前調査に対して裁判所の理
解が乏しく、法律上は可能であっても実際に保護観察になるものが少ない
ことさらに、たとえ理解があっても判決前調査をしないのに突然保護観
察の言渡したりする事例があり、処遇に支障をきたす場合があること、な

どが保護観察所長から指摘されていた。

(12) デリー政府ティハル刑務所

デリー市にある唯一の刑務所であり、1952年に国連から派遣されたレックスを代表とする調査団の勧告によって1958年に建設された近代的な建物である。1,275名の定員に対して現在3,826名が収容されており、特に当国における非常事態によって政治犯の数が増加しており、3倍を超える過剰拘禁になっている。

60エーカーの敷地と70エーカーの農場があり、職員は所長以下240名。敷地内は女性区、青少年区、政治犯区、精神病区(60ベッド)。などに分けられている。毎日4～500名を裁判所へ出頭させ、100名前後の入退所者をさばくのは容易ではなく、規律違反はもとより職員の不正があっても見つけられないのが当面している問題であると所長と述べていた。

(13) インド社会保健協会

矯正や保護・福祉に直接の関係がない機関であるが、事務局長が帰国研修員であるために特に訪問した。

当協会は売春防止や売春婦の更生保護を目的とする民間団体であり、インドにはカルカッタ、ボンベイ、バンガローの3か所にも同種センターがあるほか、全国に20か所の支部を有している。具体的な活動内容としては、売春防止の啓蒙運動、付設の診療所における病気に罹っている女性に対する治療活動、さらに更生のための援護活動(授産)などがある。職員としては、ケースワーカー、精神科医など計8名の常勤メンバーがいるほか、市内には40名ぐらいのボランティア会員がおり、その人たちがパート・タイムとして働いている。運営資金としては、政府からの補助金のほか会員の会費や寄付金が使われている。なお、政府は専ら施設を中心とした売春防止活動を行い、施設外の活動に関してのみ当局のような民間組織が中心になっているという。

日本の場合は売春が組織暴力団と結びつくケースが多いが、インドの場合はそのようなケースが殆どなく、家庭貧困のための経済的理由による場合が大半を占めているので、これら女性を家庭に復帰させ、職業補導をするのが活動の重要な部分となっている。

(14) デリー政府デリー・リマンド・ホーム

デリーでは唯一のリマンド・ホームであり、以前は民間施設であったが1953年から現組織になり、社会福祉部の所管である。定員100名のところ現在約200名が収容されている(スタッフは26名)。少年たちが当ホームに収容されている間に、保護観察官が訪ねてきて審判のための社会調査をする。収容期間は処分が決定するまでだが、例えば殺人のようなケースがいちばん長く6か月ぐらい収容されている。

(15) 連邦内務省

帰国研修員であるバラクリシュナン局長に表敬した。同局長はもっか刑法改正審議会のメンバーとして、同法改正作業に従事中であるが、例えば現在の長すぎる未決拘留期間を短縮するとか、刑の内容を多様化して社会内処遇に重点をおいた作業を進めているという。

II-3-3 研修に関する評価と要望

(評価) 当国では他の2か国とやや違ったニュアンスの評価もきかれた。すなわち、インドと日本とでは制度の違いに相当の開きがあり、せっかくアジア研で多くのことを学んで帰っても、それを生かして実践に適用していくことが殆ど不可能である、という評価である。

しかし、これに対しては他の帰国研修員から反論が出され、概して肯定的な評価がなされたと言えよう。具体的な研修成果の実例を2つあげると次のとおりである。

タミールナドゥ州のある帰国研修員は、マドラス市において日本の警察庁のシステムを参考にして鑑識制度及びそのための機具を導入したほか、

同じく日本の警視庁のシステムを参考にして同市に交通管制システムを導入したと述べている。

また、アンドラ・プラデシ州においては、アジ研における研修が契機になって、従来から不十分であった矯正保護職員に対する研修を組織化したほか、日本においては刑務所収容者の90%以上が生産的な刑務作業に従事している例に見習って刑務作業の強化をはかったとか、そのほか特に同州においては当局の幹部に帰国研修員が多いこともあって、積極的に日本における研修成果を生かしていこうとする姿勢がみられた。

（要望）研修期間に関しては、なかには高官コースを延ばして、例えば6週間あるいは3か月にするとか、現行の3か月コースを6か月に延ばしてほしいという意見もあったが、現行のままでよいという意見がいちばん多かった。

カリキュラムに関しては、研修期間中は討論などのための時間が十分に与えられているが、本国を出発する前におけるそのための準備期間が短いため、研修員をもっと早く決定して準備のための時間を十分に与えてほしいという要望があった。研修内容としては、1) 諸国における矯正・保護分野の現況紹介及び刑事法の比較研究、2) 日本における制度の詳しい紹介 3) 警察に関する理論的研究 4) 市民参加を中心にした犯罪防止の問題 5) 少年少女の搾取の問題 6) 薬物乱用の問題 などが組み込まれることが望ましい。また、施設訪問の時間をもっと増やしてほしい、という要望もあった。アジ研のスタッフの問題として、アジ研の教官を帰国研修員の中からも選べないか、そうすれば地域内諸国間の比較研究もより深めることができるだろう。併わせて客員専門家も地域内諸国の実務家の中からもっと多く選定してほしい、とい要望がきかれた。研修員のレベルについて、日本人と外国人との間に格差があり、特に日本人が若すぎるのではないか。また、いずれの研修もそのレベルを現行よりも上げ、各国高官クラスの会議のような形態にして、そのなかで例えば地域内諸国に対して制度を具体的改正させるような勧告案を作成するとか、現在以上にもっ

と権威のある研修にしてはどうか、というかなり積極的な意見もあった。また、例えば矯正なら矯正だけで1か月から3か月ぐらいの研修を開催して、最新の情報を交換しあえるような機会がほしい。さらに、地域内諸国をブロック毎に分けたブロック研修を順番に開催していくのも効果的ではないか、というマレーシアやスリランカでも提案されたのと同趣旨の意見が出された。

図書・情報活動については、全般的に地域内諸国に関する資料が乏しいので、国際比較に必要な資料を集めることに努め、それを生かした教材を使ってほしい。また、日本に関する資料や文献については、英訳されたものが少ないという指摘もあった。さらに、アジ研叢書やニュース・レターは非常に役立っているので、今後もこのような形で最新の情報を帰国研修員に知らせてほしい、という要望は他の2国と同様である。

同窓会に関しては、かつて設立の気運があったが、帰国研修員が広い全国に散らばっていること、いちばん多く集っているデリーにおいても転勤が多いことが理由で実現に至らなかった。今後も近い将来にそのような気運が生まれる望みもないようである。同窓会活動を発展させるにはどうしてもアジ研側のイニシアティブが必要であり、例えばアジ研のスタッフが年に一度ぐらいの割合でインドに来てセミナーなどの集会を開く、そしてそれもできれば一か所に限定せずに、インドの各地あるいはインド以外の国でもよいが巡回するような形で開催していくことが、ただ研修の一環にとどまらず同窓会活動を発展させていく核にもなるであろう。そうなると例えばインドのデリーでは社会福祉省や国立社会防衛研究所が中心となり、ハイデラバードでは警察大学が中心となって応分の寄与を惜しまないであろう。要約すれば以上のような要望が同窓会に関して多数の帰国研修員から述べられた。

その他として、インドのように他の国に比べて人口の多い国としては当然のことであるが、研修員の割当て人数をもっと増やしてほしい、少なくとも1コースに2人以上は参加させてほしいという要望がきかれた。

Ⅲ 結 論

3週間の日程で3か国七都市における30以上の機関、施設を訪問し、矯正保護関係帰国研修員(デリーでは分野をとわず)のほぼ全員に面談する機会を得た。施設等の見学と研修員等との意見交換をとおして得た2、3の印象を記して結論に代えたいと思う。

1. 研修員の活動状況：犯罪者処遇施設の多くは、英国支配下で建設されたもので老朽化しており、薬物犯罪や政治犯の増加、裁判の遅延などによって過剰収容を余儀なくされている。しかし、マレーシアではPrison Complexの建設が進み、スリランカではwork-release(外部通勤)、Community Service(罰金に代わる社会奉仕)等が試みられ、インドでは開放刑務所が軌道に乗って拡張されつつあるとともに、日本的な刑務作業や生活指導あるいは保護観察制度の導入を試みるなど、社会・経済的困難の中にあって研修成果を生かそうとする努力が各地でみられた。もちろん、必要な器材の不足、訓練を受けた職員の不足、上級者の無理解を訴える声も聞かれた。
2. 研修員の要望：帰国研修員の要望は多岐にわたっているが、各種の形式によるfollow-upの充実とアジアにおける国際的な研修・研究・情報センターとしての拡充をはかることに要約することができるように思われる。帰国研修員の帰国後の研究成果を発表したり、意見交換を行ったりする場の提供、遅れているリサーチに対する援助又は共同研究、研修員の底辺を広げることにも役立つとともに巡回指導の役割りもはたし、さらに研修staffの見聞を広めることにも役立つregional trainingの実施などは、早急に検討すべき問題であろう。
3. 今後の研修：我々は、アジア諸国からの研修員に対して、西欧諸国で発達した制度や技術を伝達する役割を担うものではなく、日本のもつ特殊性を喧伝することに熱中してはならないと思う。研修員自らが自国における最適の方法を発見できるように、研修員とともに感じ、ともに考えていくことが必要であろう。一方的に受ける研修より参加する研修が重要であり、研修員並

びに地域内諸国に対して参加の意識を高めることが必要である。

なお、終りにあたってこの巡回指導に際しお世話下さいました外務省及び現地各機関の皆様に厚くお礼申し上げます。これを機会にさらにアジア諸国に対する理解につとめ、研修の充実に微力をつくしたいと思っております。今後ともご指導ご鞭撻下さいますようお願い申し上げます。

資料 1

研修員に対する質問書

QUESTIONNAIRE

Name:

Year of your attendance at the course:

Home Address:

1. Could you describe the positions held between the time you attended the UNAFEI course (1) and the present time (2) ?

(1)

(2)

Address of your Office:

2. Could you frankly evaluate the work of UNAFEI in terms of its impact on your work after the attendance at the course?

3. Do you have any proposals on the UNAFEI course;

a) Duration of the course;

b) Curriculum and contents;

c) Facilities of the training;

d) Other comments;

4. Could you describe the possible role of UNAFEI in assisting Alumni Association in your country (if any)?

5. Do you have any requests to JICA or UNAFEI concerning following up the courses?

Signature _____

資料 2

訪 問 機 関 名 簿

MALAYSIA

- 1) Ministry of Social Welfare
Jalan Semantan, Bukit Damansara, Kuala Lumpur, Selngor
- 2) Sungei Besi Approved School, Ministry of Social Welfare
Kuala Lumpur, Selangor
- 3) Sentosa Remand Home and Hostel, Ministry of Social Welfare
Kuala Lumpur, Selangor
- 4) Penang Prison, Ministry of Home Affairs
Penang
- 5) Prisons Headquarters, Ministry of Home Affairs
Taiping, Perak
- 6) Central Training Prison, Ministry of Home Affairs
Taiping, Perak
- 7) Taiping Approved School, Ministry of Social Welfare
Taiping, Perak

SRI LANKA

- 1) Colombo Juvenile Court
Colombo
- 2) Ministry of Justice
Colombo
- 3) Ministry of Social Services
Colombo
- 4) Training School for Youthful Offenders, Ministry of Justice
Wathupitiwela
- 5) Bogambara Prison, Ministry of Justice
Kandy
- 6) Pallekelle Open Prison Camp, Ministry of Justice
- 7) Girls' Certified School, Ministry of Social Services
Rammugala
- 8) Boys' Certified School, Ministry of Social Services
Makola

- 9) Negombo Prison, Ministry of Justice
Negombo

INDIA

- 1) Moula Ali Open Air Prison, Jail Department, Andhra Pradesh
State Hyderabad
- 2) Child Guidance Bureau, Jail Department, Andhra Pradesh State
Hyderabad
- 3) Office of the Inspector-General of Prisons, Andhra Pradesh State
Hyderabad
- 4) National Police Academy, Ministry of Home Affairs
Hyderabad
- 5) Tata Institute of Social Sciences
Bombay
- 6) Maharashtra State Probation and Aftercare Association
Bombay
- 7) Children's Society
Bombay
- 8) Department of Social Welfare
New Delhi
- 9) National Institute of Social Defence, Department of Social Welfare
New Delhi
- 10) Poor House for Children and Beggars, Delhi Administration
Delhi
- 11) Chief Probation Officer Headquarters, Delhi Administration
Delhi
- 12) Tihar Jail, Delhi Administration
Delhi
- 13) Association for Social Health in India
New Delhi
- 14) Delhi Remand Home, Delhi Administration
Delhi
- 15) Ministry of Home Affairs
New Delhi

帰国研修員名簿（機関別）

MALAYSIA

- Prison: ✕ 1) Mr. Salehuddin bin Mohd. Tahir (1962, No. 2)
Director, Central Training Prison, Taiping, Perak
- 2) Mr. Nor Shahid bin Mohd. Noor (1963, No. 3)
Assistant Superintendent, Central Training Prison,
Taiping, Perak
- 3) Mr. S. S. Navaratnam (1963, No. 3)
Chief Officer, Office of the Assistant Commissioner
of Prisons, Sarawak
- 4) Mr. Raja Ghazaly bin Raja Ngah Ali (1963, No. 3)
Director of Prison, Sarawak
- ✕ 5) Mr. Deljeit Singh (1963 - 64, No. 4)
Deputy Superintendent, Center of Protective Custody,
Sarawak
- 6) Mr. Ronald John Stothard (1963 - 64, No. 4)
Principal Officer, Office of the Assistant Director
of Prison, Sarawak
- 7) Mr. Hussein bin Mohd. Said (1964, No. 6)
Director of Prison, Kuala Lumpur
- 8) Mr. Gean Kartar Singh (1965, No. 9)
Deputy Superintendent of Prison, Penang
- ✕ 9) Mr. Omar bin Mohd. Amin (1965, No. 9)
Superintendent, Detention Camp, Batu Gajah, Perak
- 10) Mr. Wan Chik bin Ibrahim (1965, No. 10)
Deputy Superintendent, Regional Training Prison,
Alor Star, Kedah
- 11) Mr. Horace Arthur Westwood (1966, No. 12)
Deputy Superintendent, Central Training Prison,
Taiping, Perak
- 12) Mr. Othman Peter Andu (1966, No. 13)
Director of Prison, Sabah
- 13) Mr. Nik Ariffin bin Nik Omar (1966, No. 13)
Superintendent, Prison Training School, Taiping, Perak
- ✕ 14) Mr. Charan Singh (1966, Nos. 13 & 24)
Superintendent, Detention Camp, Taiping, Perak

- 15) Mr. Gurcharan Dass (1968, No. 18)
Officer in Charge, Prison in Tawau, Tawau
 - 16) Mr. Abdul Rahman bin Hj. Mohd. Ali (1969, No.21)
Superintendent, Regional Training Prison, Johore
 - 17) Mr. George Jinivon
Assistant Superintendent of Prison, Kota Kinabalu
 - ** 18) Mr. Ibrahim bin Hj. Mohd. Isa (1971, No. 27)
Henry Gurney School for Juveniles, Air Keroh,
Malacca
- Welfare:*
- 1) Mr. Lee Chin Seng (1964, No. 7)
Deputy Director, Preventive Services, Ministry of
Welfare Services
 - 2) Mr. E. J. Ross (1967, No. 14)
Director, Rehabilitation Services, Ministry of
Welfare Services
 - 3) Mr. Velayutham Vythilingam (1967, No. 16)
Assistant Superintendent, Henry Gurney School,
Telok Mas, Malacca
 - 4) Mr. Mohd. Razalli bin Ibrahim (1968, No. 17)
State Social Welfare Officer, Department of Social
Welfare, Kota Bharu, Kelantan
 - 5) Mr. Mohd. bin Mohd. Noor (1972, No. 29)
State Social Welfare Officer, Department of Social
Welfare, Kuala Lumpur, Selengor
 - * 6) Mr. Mohd. Hassan bin Hj. Ngah Mahmud (1973, No. 33)
State Social Welfare Officer, Department of Social
Welfare, Alor Star, Kedah
 - 7) Mr. M. Kandiah (1974, No. 38)
Assistant Director, Preventive Services, Ministry of
Welfare Services
- Police: *
- 1) Mr. Abu Bakar bin Abdul Aziz (1967, No. 15)
Assistant Commissioner, Training Branch, Royal
Malaysia Police Headquarters, Kuala Lumpur
 - 2) Mr. Mohd. Harman bin Yunos (1972, No. 30)
Assistant Superintendent, Police Training School,
Kuala Lumpur

- * 3) Mr. U. Santokh Singh (1972, No. 31)
Office of Chief Police Officer, Kelang, Selangor
 - 4) Mr. Xavier Anthony Nicholas (1973, No. 32)
Chief Police Officer, Police Headquarters, Penang
 - 5) Mr. Mokhtar bin Hj. Marahakim (1974, No. 35)
Assistant Commissioner of Police, Kuala Lumpur
 - 6) Mr. Thamby Thurai Rajasingam (1975, No. 39)
Director of Police College, Kuala Kabu Bahru,
Selangor
- Other
- 1) Mr. John Thang Hsien Lee (1965, No. 10)
High Court, Kuching, Sarawak
 - 2) Mr. Hashim B. Majid (1971, No. 28)
Federal Counsel, Anti-Corruption Agency, Kuala Lumpur
 - 3) Mr. Gurdev Singh (1964, No. 6) - deceased
former Superintendent of Prison
 - 4) Mr. Wan Abdul Rahman bin Ahmad - deceased
former State Social Welfare Officer
 - 5) Mr. Albert Mah (1966, No. 12) - retired
former Assistant Commissioner of Police
now a member of Parliament
 - 6) Mr. Syed Hassan Masumalli (1969, No. 22) - retired
former Head of Central Prisons, Kota Kinabalu
 - 7) Mr. Hassan bin Ishak (1971, No. 26) - retired
former Senior Federal Counsel, Anti-Corruption
Agency

SRI LANKA

- Prison:* 1) Mr. J. P. Delgoda (1963, No. 3)
Commissioner of Prisons, Prison Headquarters, Colombo
- 2) MR. W. J. de Silva (1963 - 64, No. 4)
Superintendent of Prisons, Prison Headquarters, Colombo
- * 3) Mr. Alexis Leo de Silva (1975, No. 40)
Superintendent of Prisons, Negombo
- Welfare;* 1) Mr. H. V. Perera (1965, No. 10)
Head Master, Certified School and Classification Center,
Makola, Kadawatha
- 2) Mrs. Irangani Ratnatunga (1969, No. 20)
Probation and Child Care Officer, Probation Office of
Juvenile Court, Colombo
- 3) Mr. J. A. R. Sanders (1969, No. 21)
Probation and Child Care Officer, Probation Office of
Juvenile Court, Colombo 4
- * 4) Mr. Cuda B. Unantenne (1970, No. 25 & 37)
Assistant Commissioner, Department of Probation and
Child Care Services, Ministry of Social Services
- * 5) Mr. Don Simon Karannagoda (1970, No. 27)
Deputy Commissioner, Department of Probation and Child
Care Services, Ministry of Social Services
- 6) Mrs. Viola H. de Silva (1973, No. 33)
Probation and Child Care Officer, Probation Office of
Juvenile Court, Colombo 4
- 7) Mr. A. Wanasinghe (1974, No. 38)
Assistant Commissioner, Probation and Child Care Services,
Kurunegala
- * 8) Mr. W. W. Nanayakara
Assistant Commissioner, Department of Probation and Child
Care Services, Galle

- Ministry
of Justice:
- 1) Mr. D. G. Jayalath (1968, No. 18)
Assistant Secretary, Ministry of Justice
 - 2) Mr. L. V. P. Wettasinha (1971, No. 26)
Senior Assistant Secretary, Ministry of Justice
 - 3) Mr. D. K. D. de Silva Abhyanayake (1971, No. 28)
Assistant Secretary, Ministry of Justice
- Court:
- 1) Mr. Walter Luduwahetty (1972, No. 31)
Additional District Judge, Matara
 - * 2) Mr. Noel Tittawella (1973, No. 32)
Judge, Supreme Court
 - 3) Mr. G. F. Herbert Aturupane (1973, No. 34)
Magistrate, Monaragala
- Other:
- 1) Mr. E. L. Fernando (1964, No. 7)
Principal, Teinity College, Kandy
 - 2) Mr. Kenneth Seneviratne (1974, No. 35)
Deputy Director of Public Prosecutions, Attorney
General's Department
 - * 3) Mr. R. Rajasingham (1975, No. 39)
Deputy Inspector-General of Police
 - 4) Mr. F. D. L. Ratnaike (1963, No. 2) - retired
 - 5) Mr. D. J. R. Gunawardena - retired
 - 6) Mr. S. Canagarayar (1966, No. 11) - retired
 - 7) Mr. J. A. G. Senewitratne (1966, No. 13) - retired
 - * 8) Mr. L. H. R. Peiris (1967, No. 15) - retired to
former Visiting Expert
 - 9) Mr. S. R. Weerakoon (1972, No. 29) - transferred to
the other Ministry
 - 10) Mr. K. N. Mankkanadarasa (1973, No. 35) - transferred
to the other Ministry

INDIA

- Prison:* 1) Mr. K. L. Reddy (1965, No. 9)
Deputy Inspector-General of Prisons, Andhra Pradesh State (Hyderabad)
- 2) Mr. V. K. Toraskar (1965, Nos. 9 & 24)
Inspector General of Prisons, Maharashtra State (Poona)
- 3) Mr. G. U. Pandya (1967, No. 14)
Deputy Inspector General of Prisons, Gujarat State (Ahmedbad)
- 4) Mr. J. S. Kurdukar (1968, No.19)
Superintendent of Secunderabad Prison and Moulali Open Air Prison, Andhra Pradesh State (Hyderabad)
- Probation:* 1) Mr. D. H. Ray (1963, No. 2)
Director, Probation Services of Prisons Department, Bihar State (Patna)
- * 2) Mr. M. Vinaya Kumar (1966, No. 12)
Chief Probation Superintendent, Office of Inspector General of Prisons, Andhra Pradesh State (Hyderabad)
- Police: 1) Mr. Vishwambhar Nath (1970, No. 25)
Deputy Inspector General of Police, Madhy Pradesh State (Jharsi)
- * 2) Mr. John Lobo (1972, No. 30)
Joint Director, Intelligence Bureau, Ministry of Home Affairs (New Delhi)
- * 3) Mr. D. Chandra Nath (1972, No. 31)
Assistant Director, Committee on Police Training, Ministry of Home Affairs (New Delhi)
- * 4) Mr. S. I. Balakrishnan (1973, No. 32)
Joint Secretary, Ministry of Home Affairs (New Delhi)
- 5) Mr. W. I. Davaram (1973, No. 34)
Superintendent of Police, North Arcot District, Vellore, Tamil Nadu State
- 6) Mr. Mahmood bin Muhammad (1974, No. 35)
Deputy Director, National Police Academy (Hyderabad)

- * 7) Mr. M. D. Dikshit (1975, No. 39)
Deputy Inspector-General of Police, Uttar Pradesh State
 - * 8) Mr. N. Krishnaswamy (1975, No. 39)
Additional Inspector-General of Police, Tamil Nadu State (Madras)
 - * 9) Mr. B. K. Roy (1975, No. 40)
Director, Institute of Criminology and Forensic Sciences, Ministry of Home Affairs (New Delhi)
- Other:
- 1) Mr. Hira Singh (1966, No. 13)
Director, National Institute of Social Defence, Department of Social Welfare (New Delhi)
 - 2) Mrs. Shakuntala Lall (1969, No. 20)
Secretary-General, Association for Social Health in India (New Delhi)
 - 3) Mr. Jagbir Singh Goel (1969, No. 21)
Superintendent, Home for Children Delhi Administration (Delhi)
 - 4) Mr. S. K. Bhattacharya (1970, No. 23)
Assistant Director, National Institute of Social Defence, Department of Social Welfare (New Delhi)
 - * 5) Mr. Om Parkash Singla (1974, No. 36)
Additional District Judge, Delhi District Courts (Delhi)
 - 6) Mr. G. B. Thaker (1964, No. 5) - retired
 - 7) Mr. Ishwar Singh Kadan (1967, No. 16) - deceased
 - 8) Mr. R. Ramalingam - retired

資料 4

面 接 者 名 簿

Ministry of Social Welfare:

- 1) Mr. Mansor Zainal, Secretary General
- 2) Mr. Adnan bin Hj. Abdullah, Deputy Director General of Institutions
- 3) Mr. E. J. Ross, Director of Rehanilitation Services
- 4) Mr. M. Coelho, Deputy Director of Reformative Services
- 5) Mr. Lee Chin Seng, Deputy Director of Preventive Services
- 6) Mr. M. Kandiah, Assistant Director of Preventive Services

Sungei Besi Approved School:

- 1) Mr. Leong War Kai, Director of Social Wellare Fedral Territory, K. L.
- 2) Mr. Yoong Yee Kwee, Principal, Sungei Besi Boys School
他 6 名

Sentosa Remand Home and Hostel:

次長ほか 1 名

Penang Prison:

- 1) Mr. Jalaluddin bin Mohd. Ayit, Acting Superintendent, Penang Prison
- 2) Mr. Abdullah bin Ariffin, Acting Senior Superintendent, Penang Detention Camp
- 3) Mr. Ibrahim bin flj, Mohammed, Deputy Director-General, Prisons Headquarters
- 4) Mr. Y. M. Raja Ahmad Effendi bin Raja Ahmad, Director of Industru, Prisons Headquarters

Prisons Headquarters:

- 1) Mr, Dato Murao bin Ahmad, Director-General, Prisons Meadquarters
- 2) Mr. Salehuddin bin Mod. Tahir, Derector, Central Training Prison
- 3) Mr. Charar Singh, Superintendent, Taiping Detention Camp
- 4) Mr. Nik Ariffin, Superintendent, Taiping Prison Training School
- 5) Mr. Donald Wee, Research and Planning Officer, Prisons Headquarters
- 6) Mr. Sulaiman Sani, Deputy Director-General, Prisons Headquarters
- 7) Mr. Hamzah bin Mat Wahi, Senior Superintendent, Prisons Headquarters
- 8) Mr. Teoh Boon Leong, Senior Superintendent, Prisons Headquarters

- 9) Mr. Khairan Abdullah, Administrative Officer, Prisons Headquarters
- 10) Mr. Omar Amin, Superintendent, Batu Gajah Detention Camp
- 11) Mr. H. A. Westwood, Deputy Superintendent, Central Training Prison
- 12) Mr. M. N. Kushairy, Deputy Superintendent, Prisons Headquarters
- 13) Mr. Wan Chik, Deputy Superintendent, Regional Prisons of Alor Star
- 14) Mr. Nor Shahid Mohd. Noor, Assistant Superintendent Central Training Prison
- 15) Mr. G. K. Singh, Deputy Superintendent, Penang Prison

Central Training Prison:

所長 Mr. Salehuddin bin Mod. Tahir ほか数名

Taiping Approved School:

- 1) Mr. K. A. Vadirelu, Principal
 - 2) Mr. R. O. bin Raja Ngah Ali, Member of the Visitors Broad
 - 3) Mrs. Kanaga Singam, Member of the Visitors Broad
 - 4) Mr. Clement Mathers, House Master
 - 5) Mr. Sabhe Idvis, Instructor
- ほか 7 名

SRI LANKA

Colombo Juvenile Court:

- 1) Mrs. Dharmadasa, Children's Magistrate
 - 2) Mr. Herbert Aturupana, Magistrate, Monaragola
 - 3) Mrs. Irangani Ratnatunga, Probation Officer
 - 4) Mrs. Viola H. de Silva, Probation Officer
 - 5) Mr. Cuda Unantenne, Assistant Commissioner, Ministry of Social Services
- ほか 8 名の職員

Ministry of Justice:

- 1) Mr. Nihal Jayawickrama, Secretary
- 2) Mr. J. P. Delgoda, Commissioner of Prisons

Ministry of Social Services:

- 1) Mr. H. Premawardhana, Secretary

- 2) Mr. R. D. K. Jayawardana, Assistant Secretary
- 3) Mr. D. S. Karannagoda, Deputy Commissioner, Department of Probation and Child Care Services
- 4) Mr. Cuda Unantenne, Assistant Commissioner, Department of Probation and Child Care Services

UNAFFI Alumni Meeting:

- 1) Mr. Noel Tittawella, Judge, Supreme Court
 - 2) Mr. L. H. R. Peiris, former Visiting Expert
 - 3) Mr. R. R. Rajasingham, Deputy Inspector-General, Police Headquarters
 - 4) Mr. A. Leo de Silva, Superintendent, Negombo Prison
 - 5) Mrs. Viola H. de Silva, Probation Officer, Colombo Juvenile Court
 - 6) Mr. H. V. Perera, Head Master, Makola Certified School
 - 7) Mr. S. H. Weerakoon, former Assistant Commissioner, Ministry of Social Services
- など合計約 20 名

Training School for Youthful Offenders: Wathupitiwela

所長ほか数名の関係職員

Bogambara Prison: Kandy

所長ほか数名の関係職員

Pallekelle Open Prison Camp

所長ほか数名の関係職員

Rammutugala Girls' Certified School:

- 1) Mrs. P. D. Mayakaduwa, Head Mistress
- 2) Mrs. K. Weerasuriya, Assistant Mistress
- 3) Mrs. G. Fernando, Assistant Matron
- 4) Mrs. Hewapathirana, Vocational Instructor
- 5) Miss A. Gnaneswari, Vocational Instructor
- 6) Mrs. P. Ariyawansa, Vocational Instructor

Makola Boys' Certified School:

- 1) Mr. H. V. Perera, Head Master
- 2) Mr. D. P. Abeysinghe, House Master
- 3) Mr. A. R. Joseph, House Master
- 4) Mr. S. C. J. Pevera, House Master
- 5) Mr. K. D. N. Wijewardene, Works Manager

Negombo Prison:

所長 Mr. A. Leo de Silva ほか数名の関係職員

INDIA

Moula Ali Open Air Prison:

所長 Mr. J. S. Kuradukar ほか数名の関係職員

Hyderabad Child Guidance Bureau:

所長 Mr. Papparao Naidu ほか数名の関係職員

Office of the Inspector-General of Prisons:

- 1) Mr. M. Mahender Reddy, Inspector-General
- 2) Mr. K.L.N. Reddy, Deputy Inspector-General
- 3) Mr. M.V. Kumar, Chief Probation Superintendent
- 4) Mr. J.S. Kurdukar, Superintendent, Secunderabad Prison and Moulali Open Air Prison

National Police Academy:

- 1) Mr. S.M. Diaz, Director
 - 2) Mr. M. bin Muhammad, Deputy Director
- ほか数名の関係職員

Tata Institute of Social Science:

Mr. J. J. Panakal, Head of the Department of Criminology and Correctional Administration

ほか数名の関係職員

Maharashtra State Probation and After-Care Association:

- 1) Mr. P.V. Kulkarni, District Probation Officer
- 2) Mr. R.A. Patil, Chief Officer

Bombay Children's Society

ほか数名の関係職員

Mr. M. G. Gore, Chief Officer

Department of Social Welfare:

- 1) Mr. K.R. Ramachandran, Joint Secretary
- 2) Dr. Hira Singh, Director, National Institute of Social Defence

National Institute of Social Defence:

- 1) Dr. Hira Singh, Director
- 2) Mr. S.K. Bhattachaya

ほか数名の関係職員

Poor House for Children and Beggars:

所長 Mr. J.S. Goel ほか数名の関係職員

Chief Probation Officer Headquarters:

所長 Mrs. Chawdhury ほか 2 名の Probation Officers

Tihar Jail:

所長 R. N. Sharma ほか数名の関係職員

Association for Social Health in India:

Mrs. Shakuntalla Lall (Secretary-General)

ほか数名の関係職員

Delhi Remand Home:

所長 ほか数名の関係職員

Ministry of Home Affairs:

Mr. S. Balakrishnan, Joint Secretary

Former Participants Meeting:

- 1) Mr. D.H. Ray, Director, Probation Services, Prison Department, Bihar State
- 2) Mr. John Lobo, Joint Director, Intelligence Bureau
- 3) Mr. D.C. Nath, Assistant Director, Committee on Police Training
- 4) Mr. B.K. Roy, Director, Institute of Criminological and Forensic Sciences

- 5) Mr. O.P. Singla, Additional and Senior District Judge
- 6) Mr. Hira Singh, Director, National Institute of Social Defence
- 7) Mr. S.K. Bhattacharya, Assistant Director, National Institute of Social Defence
- 8) Mr. J.S. Goel, Superintendent, House for Children and Beggars
- 9) Mr. Shakuntala Lall, Secretary-General, Association for Social Health in India
- 10) Mr. Jagdish Chandra, Additional and Session Judge
- 11) Mr. I.C. Dwivedi, Deputy Inspector-General, Central Bureau of Investigation

